（合格証明書の交付）

第十条　支援士試験に合格した者は、様式第三による申請書を経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあっては、機構。）に提出して、様式第四による合格証明書の交付を受けることができる。

2　前項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、交付手数料として一通につき七百円を国に納付しなければならない。

3　機構は、合格証明書を交付したときは、速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

（受験停止の処分等の報告）

第十一条　機構は、法第十二条第三項の規定により、支援士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　処分を行った者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

三　不正の行為の内容

（受験禁止の処分の通知）

第十二条　経済産業大臣は、機構が支援士試験事務を行う場合において、法第十二条第二項の処分を行ったときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一　処分を行った者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った日

（試験結果の報告）

第十三条　機構は、支援士試験を実施したときは、当該支援士試験を実施した日から三月以内に、様式第五による報告書並びに合格候補者の受験番号、氏名、生年月日及び支援士試験の成績を記載した合格候補者一覧表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（受験手数料等の納付）

第十四条　法第十三条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあっては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（経済産業大臣による支援士試験事務の実施等）

第十五条　経済産業大臣は、機構が天災その他の事由により支援士試験事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、支援士試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　機構は、経済産業大臣が前項の規定により支援士試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　支援士試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと

二　支援士試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと

三　その他経済産業大臣が必要と認めること

（公示）

第十六条　経済産業大臣は、前条第一項の規定により支援士試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

（登録事項等）

第十七条　法第十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　支援士試験に合格した年月日

2　経済産業大臣は、機構から第三十六条の報告書の提出があったときは、講習を修了した者の修了した講習の修了年月日を情報処理安全確保支援士登録簿（以下「登録簿」という。）に記載するものとする。

（登録の申請）

第十八条　情報処理安全確保支援士の登録を受けようとする者は、様式第六による登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第二十一条第一項において同じ。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録）

第十九条　経済産業大臣は、前条の申請があったときは、登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が情報処理安全確保支援士となる資格を有すると認めたときは、登録簿に登録し、かつ、当該申請者に様式第七による登録証を交付する。

2　経済産業大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が情報処理安全確保支援士となる資格を有していないと認めたときは、その理由を付し、登録申請書を当該申請者に返却する。

（登録事項の変更の届出）

第二十条　情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第八による届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録証再交付の申請等）

第二十一条　情報処理安全確保支援士は、登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、様式第九による申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損又は破損した場合にあっては、当該登録証を添え、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2　情報処理安全確保支援士は、前項の申請をした後、滅失した登録証を発見したときは、速やかにこれを経済産業大臣に返納しなければならない。

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二条　法第二十一条に規定する手数料は、国に納付する場合にあっては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　法第二十三条第三項に規定する手数料は、登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　前二項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第二十三条　情報処理安全確保支援士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該情報処理安全確保支援士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二　法第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

（登録の消除の届出）

第二十四条　情報処理安全確保支援士は、その業を廃止しようとするときは、経済産業大臣に、その旨を届け出なければならない。